

2009年6月1日

Zenken通信 (vol. 34)

▽ 今回のお届け情報

Title: 新潟県「地域貢献地元企業を優先指名」

Outline

添付資料P1～4

○新潟県（土木部）は、地域保全型工事の入札方式について、従来は簡易型公募指名競争入札で実施していたが、経済対策の一環として工事の前倒し発注をより一層推進することから、今年度より、落札決定までの期間が短い通常型の指名競争入札を採用している。

【地域保全型工事とは？】

- ・除雪や災害時の応急復旧工事の実績を持つ地域に密着した県内企業を「地域貢献地元企業」として認定し、ランク制を撤廃した上で認定企業を優先指名する方式で、予定価格7,000万円未満で一定条件を満たす工事が対象。

担 当 ：事業企画課 林

新潟県

地域保全型 通常指名へ一本化**前倒し発注を促進**

新潟県土木部が地域保全型工事の入札方式に通常型指名競争入札を採用していることが分かった。従来は簡易公募型指名競争入札も併用していたが、景気後退を踏まえた経済対策の一環として工事の前倒し発注をより一層推進する必要があると判断し、落札決定までに時間を要する簡易公募型指名競争入札を採用しないことにした。既に2009年度発注工事から対象工事は原則、通常型指名競争入札に切り替えており、当面は社会経済情勢を見ながら、現在の運用方法を継続する方針だ。

落札決定までの時間を短縮

地域保全型工事は、除雪や「内業者を地域貢献地元企業」災害発生後の応急工事などの実績を持つ地域に密着した県に認定し、ランク制を撤廃し、

「地域貢献地元企業」は、地域貢献地元企業へのインセンティブ（優遇措置）とともに、ランクに関係のない

受注環境を整備することで、建設業による地域貢献活動の取り組み意欲を促し、その活動の輪を広げる狙いがある。対象工事は維持・補修系工事を中心で、08年度は土木一式工事に加え、対象工種を建築一式工事、電気工事、管工事に拡大した。土木部では08年秋以降の景気減速による厳しい経営環境を踏まえ、さらに踏み込んだ対応が必要と判断し、09年度は地元企業の経

営安定化の観点から対象金額を従来の5000万円未満から7000万円未満に拡大し、受注機会を増やす方針を打ち出していた。通常型指名競争入札の原則採用は、年度当初に発表した入札・契約制度改正の中では触れていなかったが、早期発注の観点から落札決定までの時間を可能な限り短縮することを目的に、09年4月以降の対象工事から既に運用を徹底している。

地域保全型工事の発注手続きに関する試行要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県が認定する「地域貢献地元企業」に対して、「地域保全型工事」を発注することを通じて、「地域貢献地元企業」の受注機会の確保を図ることにより「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」（平成19年新潟県条例第65号）に定める第1条（目的）および第10条（県からの受注機会の増大）を達成し、併せて、建設業における地域貢献への取組を促すことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第2 地域貢献地元企業の定義

「地域貢献地元企業」とは、災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献することにより社会的評価を受けている入札参加資格者のうち、次項に定める要件を満たす者をいう。

2 入札参加資格者が「地域貢献地元企業」として認定されるためには、次の要件をすべて満たさなければならない。

(1) 土木一式工事に関し入札参加資格者名簿に登録されていること

(2) 過去5年度以内に「地域保全型工事」を発注する地域整備部又は津川地区振興事務所（以下、「地域整備部等」という。）の管内において次のいずれかの実績を有すること。

ただし、①、④および⑤の実績は新潟県から、②および③の実績は、国又は地方公共団体から直接請け負ったものに限る。

① 災害発生前後の県管理施設（道路、河川等直接県民の共同使用に供される物に限る。以下、同じ。）の点検・被害状況調査

② 災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）

③ 災害発生直後の応急工事

④ 県管理施設の除雪

⑤ 平常時の県管理施設の点検・パトロール（夜間・休日）

⑥ その他地域貢献に関わる活動として地域整備部等があらかじめ定めたもの

(3) 「地域保全型工事」を発注する地域整備部等の管内に主たる営業所を有すること。

3 地域整備部等は、県内に主たる営業所があり、かつ当該管内にその他の営業所を有する入札参加資格者が前項（2）①から⑤までのいずれかの実績を有する場合、前項（3）に定める営業所の要件として、当該その他の営業所を含めることができる。ただし、当該その他の営業所が入札参加資格者名簿に登録されていなければならない。

第3 地域貢献地元企業の認定

「地域貢献地元企業」としての認定を受けようとする入札参加資格者は、第2に定める要件を満たすことを「地域保全型工事」を発注する地域整備部等に対して、指定された日時までに書面により申し出るものとする。

- 2 前項の書面には、実績の内容について、具体的に記載されていなければならない。
- 3 新潟県は、地域整備部等の管轄ごとに地域振興局審査会工事部会において、提出された書面に記載されている活動実績を審査し、適当と認める場合には「地域貢献地元企業」として認定し、その旨を当該申出者へ書面により通知するものとする。
- 4 「地域貢献地元企業」の認定は、認定を受けた年度内に限り有効とする。ただし、4月に通常型指名競争入札により発注する工事があり、かつ、「地域貢献地元企業」の認定が間に合わない場合に限り、前年度の認定により発注することが出来る。

第4 地域保全型工事の定義

地域保全型工事とは、(1)から(3)までの選定基準をすべて満たす地域振興局委任工事のうち、地域振興局審査会工事部会で選定した土木一式工事をいう。

- (1) 地域の安全・安心確保に深く関わる工事で、地域の災害履歴や地形地質などを踏まえた対応を必要とする工事又は地域住民との信頼関係のもと円滑かつ迅速な調整を行う必要がある工事であること
- (2) 災害復旧工事又は維持・補修系工事（道路（維持管理課で発注する歩道、側溝新設等工事を含む。）、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道等の工事であって、地域整備部等が適当と認めたもの）であること
- (3) 特殊な技術（工法、資機材）を要しない予定価格250万円超7,000万円未満の工事であること

第5 地域保全型工事の発注

地域振興局審査会工事部会において、第4に定める選定基準をすべて満たす工事の中から、「地域保全型工事」として適当と認める工事を選定する。

- 2 選定した「地域保全型工事」の発注は、下記の考え方によるものとする。
 - (1) 指名競争入札によること
 - (2) 当該工事の規模にかかわらずすべての等級を対象とできること
 - (3) 地域貢献地元企業のみの入札とすること
 - (4) 下請け制限、労働条件の改善等を条件とすること

- 3 通常型指名競争入札で実施する場合は、指名数は、発注する工事の内容、地域貢献地元貢献企業の認定状況等を勘案のうえ、新潟県建設工事指名業者選定要綱第6第1項の規定にかかわらず、8から15程度とする。
- 4 簡易公募型指名競争入札で実施する場合は、簡易公募型指名競争入札試行要領（平成10年3月30日伺定）第5のうち、「標準指名数の2倍程度の業者」とあるのは、「標準指名数程度の業者」と読み替えて実施することができるものとする。

第6 その他

地域整備部等以外の発注機関は、工事の施行地を所管する地域整備部等が認定した「地域貢献地元企業」に対し、「地域保全型工事」を発注することができる。発注に当たっては、第4から第5までを準用する。

- 2 この要領に定めのない事項については、従前どおり関係要綱等の定めるところによる。

附 則（平成19年6月27日監第1270号）

第1 施行期日

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

第2 経過措置

当面の間、本試行要領に基づく入札は紙入札により実施することとする。

附 則（平成19年11月12日監第3138号）

第1 施行期日

この要領は、平成19年11月12日から施行する。

第2 経過措置

第2第2項（2）について、平成19年度および20年度に限り、改正前の要件を用いることができる。

附 則（平成20年3月27日監第4390号）

第1 施行期日

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日監第2672号）

第1 施行期日

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

第2 入札方式

平成21年4月1日以降に実施する入札は電子入札により実施することができる。